

<p>の二十三において準用する同法第九條第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>十四の五 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の三第一項及び第七條の三第一項及び第七條の三第一項及び第七條の三第一項)の申請に對する審査</p>	<p>十四の六 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の二第一項及び第七條の二第一項及び第七條の二第一項)の申請に對する審査</p>	<p>十四の九 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の三第一項及び第七條の三第一項)の申請に對する審査</p>
<p>の規定に基づいて承認の申請に係る審査に於ては、三千三百円</p>	<p>十四の七 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の三第一項及び第七條の三第一項)の申請に對する審査</p>	<p>十四の八 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の二第一項及び第七條の二第一項)の申請に對する審査</p>	<p>十四の九 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の三第一項及び第七條の三第一項)の申請に對する審査</p>
<p>の規定に基づいて同時に他の風俗営業等(同法第十條の二第一項)の申請に對する審査に於ては、一萬円</p>	<p>十四の十 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の二第一項及び第七條の二第一項)の申請に對する審査</p>	<p>十四の十一 風俗営業等(当該申請を業務の適正化等に関する法律第三十一條の二において同時に他七條の三第一項及び第七條の三第一項)の申請に對する審査</p>	<p>十五 消防法(昭和三十二年法律第一〇九號)第十條第一項ただし書に基づく指定数量</p>
<p>の規定に基づいて同時に他の危険物(同法第十一條第一項)の申請に對する審査に於ては、一萬二千円</p>	<p>十六 消防法(昭和三十二年法律第一〇九號)第十一條第一項ただし書に基づく指定数量</p>	<p>十七 消防法(昭和三十二年法律第一〇九號)第十二條第一項ただし書に基づく指定数量</p>	<p>十八 消防法(昭和三十二年法律第一〇九號)第十三條第一項ただし書に基づく指定数量</p>

の申請に対する審査
蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)	指定数量の倍数が十以下の屋内貯蔵所	二万円
(2)	指定数量の倍数が十を超え五十以下の屋内貯蔵所	二万六千円
(3)	指定数量の倍数が五十を超え百以下の屋内貯蔵所	三万九千円
(4)	指定数量の倍数が百を超え二百以下の屋内貯蔵所	五万二千円
(5)	指定数量の倍数が二百を超える屋内貯蔵所	六万六千円

次に定める金額

(1)	指定数量の倍数が百以下の屋外タンク貯蔵所	二万円
(2)	指定数量の倍数が百を超え一万以下の屋外タンク貯蔵所	二万六千円
(3)	指定数量の倍数が一万を超える屋外タンク貯蔵所	三万九千円
ハ	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	設置の許可の申請に係る審査 五十七万円
ニ	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)	「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で

定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)

(1)	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	八十八万円
(2)	危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	百七十五万円
(3)	危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	百七十五万円

貯蔵所 百二十万円

(4)	危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	百五十二万円
(5)	危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	百七十八万円
(6)	危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	四百七十七万円
(7)	危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	五百三十四万円
(8)	危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	

六百四十九万 円	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査に定める額	(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(3) 危険物の貯蔵最大数量が百四十一万
-------------	--	--	---	----------------------

量が一萬キロリットル以上五萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(4) 危険物の貯蔵最大数量が五萬キロリットル以上十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	百九十五万
--	---	--	---	-------

屋外タンク貯蔵所 四百五十万 円	(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十萬キロリットル以上四十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上五十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	七万 円	へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
---------------------	---	---	---------	--

量が四十萬キロリットル以上五十萬キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 七百四十七万 円	(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十萬キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千九十万 円	ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千 円	チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千 円	地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
---	---	------------------------------------	------------------------------------	----------------------------

リットル以上 一万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所 五十 六万円	(3) 危険物 の貯蔵最大数 量が一万キロ リットル以上 五万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所 七十 三万円	(4) 危険物 の貯蔵最大数 量が五万キロ リットル以上 十萬キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所 九十 六万円	(5) 危険物 の貯蔵最大数 量が十萬キロ リットル以上 二十萬キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 百 九万円	(6) 危険物 の貯蔵最大数 量が二十萬キ ロリットル以 上三十萬キロ リットル未満 の特定屋外タ ンク貯蔵所 百六十六万円	(7) 危険物 の貯蔵最大数 量が三十萬キ ロリットル以 上四十萬キロ
---	--	--	--	--	---

リットル未満 の特定屋外タ ンク貯蔵所 百九十万円	(8) 危険物 の貯蔵最大数 量が四十萬キ ロリットル以 上の特定屋外 タンク貯蔵所 二百十二万 円	ニ 溶接部検 査 次に掲げ る特定屋外タ ンク貯蔵所の 区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額	(1) 危険物 の貯蔵最大数 量が千キロリ ットル以上五 千キロリット ル未満の特定 屋外タンク貯 蔵所 五十三 万円	(2) 危険物 の貯蔵最大数 量が五千キロ リットル以上 一萬キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所 六十 八万円	(3) 危険物 の貯蔵最大数 量が一万キロ リットル以上 五万キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所 百三 万円	(4) 危険物 の貯蔵最大数
------------------------------------	---	---	---	--	---	-------------------

量が五万キロ リットル以上 十萬キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所 百四 十一万円	(5) 危険物 の貯蔵最大数 量が十萬キロ リットル以上 二十萬キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所 百 七十八万円	(6) 危険物 の貯蔵最大数 量が二十萬キ ロリットル以 上三十萬キロ リットル未満 の特定屋外タ ンク貯蔵所 三百四十三万 円	(7) 危険物 の貯蔵最大数 量が三十萬キ ロリットル以 上四十萬キロ リットル未満 の特定屋外タ ンク貯蔵所 四百十九万円	(8) 危険物 の貯蔵最大数 量が四十萬キ ロリットル以 上の特定屋外 タンク貯蔵所 四百八十万 円	ホ 岩盤タン ク検査 次に 掲げる屋外タ ンク貯蔵所の
--	--	---	--	---	--------------------------------------

区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額 (1) 危険物 の貯蔵最大数 量が四十萬キ ロリットル未 満の屋外タン ク貯蔵所 九 百三十二万円	(2) 危険物 の貯蔵最大数 量が四十萬キ ロリットル以 上五十萬キロ リットル未満 の屋外タンク 貯蔵所 千二 百六十万円	(3) 危険物 の貯蔵最大数 量が五十萬キ ロリットル以 上の屋外タン ク貯蔵所 千 七百三十万円	2 消防法第 十一条の二第 一項の規定に 基づく製造 所、貯蔵所又 は取扱所の位 置、構造又は 設備の変更の 許可に係る完 成検査前検査	イ 水張検査 この項の1 のイに掲げる タンクの区分 に応じ、それ ぞれ当該手 料の金額と同 一の金額と ハ 基礎・地 盤検査 この 項の1のハに 掲げる特定屋 外タンク貯蔵
--	--	---	---	---

二十一 消防法第一十三條の二第三項及び第十三條の三に基づく危険物の二十三並びに危険物の規制に關する政令第三十四條及び第三十五條第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務	2	危険物の七百元（危険物の規制に關する政令第三十四條第三号に基づく危険物取扱者に掲げる事項に係る書換えにあつては、総務省令で定める金額）	千九百元	3 危険物の規制に關する政令第三十五條第一項の規定に基づく危険物の規	定に基づく危
---	---	---	------	------------------------------------	--------

二十二 消防法第十四條の三第一項の二（岩盤タンク）及び第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所を移送取扱所の保安に關する検査に關する事務	4	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円	（2）危険物の貯蔵最大数量が五キロリットル以上十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十八万円	5 消防法第十三條の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に關する講習	十三條の二十三條の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に關する講習	四 消防法第十三條の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の物取扱者試験の実施	ハ 丙種危険物取扱者試験 四千六百元 ニ 乙種危険物取扱者試験 六千六百元 三 甲種危険物取扱者試験 六千六百元	除物取扱者免状の再交付
--	---	--	---	---------------------------------------	----------------------------------	---	--	-------------

（4）危険物の貯蔵最大数量が五キロリットル以上十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十二万円	（5）危険物の貯蔵最大数量が十キロリットル以上二十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二十万円	（6）危険物の貯蔵最大数量が二十キロリットル以上三十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十万円	（7）危険物の貯蔵最大数量が三十キロリットル以上四十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十五万円	（8）危険物の貯蔵最大数量が四十キロリットル以上五十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百六十九万円	（9）危険物の貯蔵最大数量が五十キロリットル以上六十キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十三万円
---	--	---	--	--	--

（1）危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百六十九万円	（2）危険物の貯蔵最大数量が四万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百八十三万円	（3）危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百八十七万円	（4）危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上一百万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十七万円
--	---	--	---

<p>3 建設業法 第二十五条第 二項の規定に 基づく仲裁</p>	<p>た額から増加 前の価額に 算出して得 得た額を控 除した金額 イ 調停を求 める事項の価 額が百万円ま で二万円 ロ 調停を求 める事項の価 額が百万円を 超え五百万円 までの部分 その価額一万 円までごとに 四十円 ハ 調停を求 める事項の価 額が五百万円 を超え一億円 までの部分 その価額一万 円までごとに 二十五円 ニ 調停を求 める事項の価 額が一億円を 超える部分 その価額一万 円までごとに 十五円</p>
<p>二十七 建設業法 第二十七条の二 六第一項の規定に 基づく経営規模等 定に基づく経業規 模等評価</p>	<p>の価額に 算出して得 た額から増加 前の価額に 算出して得 得た額を控 除した金額 イ 調停を求 める事項の価 額が百万円ま で五万円 ロ 仲裁を求 める事項の価 額が百万円を 超え五百万円 までの部分 その価額一万 円までごとに 百円 ハ 仲裁を求 める事項の価 額が五百万円 を超え一億円 までの部分 その価額一万 円までごとに 六十円 ニ 仲裁を求 める事項の価 額が一億円を 超える部分 その価額一万 円までごとに 二十円</p>
<p>二十八 古物営業 法（昭和二十四 年法律第八十号） 第三條、第五條第 二項及び第四項並 びに第七條第五項 の規定に基づく古 物営業の許可に 関する事務</p>	<p>二十八 古物営業 法（昭和二十四 年法律第八十号） 第三條、第五條第 二項及び第四項並 びに第七條第五項 の規定に基づく古 物営業の許可に 関する事務</p>
<p>二十九 火薬類取 締法（昭和五十五 年政令第三十号） 第一條、第十條、 第六條第一項第一 号及び火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第三條の申請に 対する事務</p>	<p>二十九 火薬類取 締法（昭和五十五 年政令第三十号） 第一條、第十條、 第六條第一項第一 号及び火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第三條の申請に 対する事務</p>
<p>三十 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第五條の申請に 関する事務</p>	<p>三十 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第五條の申請に 関する事務</p>
<p>三十一 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第十二條第一項の 規定に基づく火 薬庫の設置、移 転又はその構造 若しくは設備の 変更、移転の許 可に関する事務</p>	<p>三十一 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第十二條第一項の 規定に基づく火 薬庫の設置、移 転又はその構造 若しくは設備の 変更、移転の許 可に関する事務</p>
<p>三十二 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第十五條第一項の 規定に基づく火 薬類取締法第十 五條第一項の規 定に基づく火薬 庫の製造、検査 の完成検査に 関する事務</p>	<p>三十二 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第十五條第一項の 規定に基づく火 薬類取締法第十 五條第一項の規 定に基づく火薬 庫の製造、検査 の完成検査に 関する事務</p>
<p>三十三 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第十七條第一項の 規定に基づく火 薬類取締法第十七 條第一項の規定 に基づく火薬 庫の譲渡、又は 譲渡の許可に 関する事務</p>	<p>三十三 火薬類取 締法（昭和五十五 年法律第九十九号） 第十七條第一項の 規定に基づく火 薬類取締法第十七 條第一項の規定 に基づく火薬 庫の譲渡、又は 譲渡の許可に 関する事務</p>

<p>2 火薬類取イ 火工品の 縮法第十七条の譲受けの 第一項の規定許可の申請に に基づく火薬係の審査に 類の譲受けの千四百円 許可の申請に口 その他の 対する審査</p>	<p>三十四 火薬類取 縮法第十九条第一項の規定に基 運搬証明書の交付づく運搬証明 に関する事務</p>
<p>三十七 火薬類取 縮法第三十一条第七 項において準用する 同法第十七条第 八項の規定に基づく 八種火薬類製造 保責任者免状に 保責任者又は火薬 係の火薬類製造保 責任者又は火薬 類取扱保責任者 に関する事務</p>	<p>三十五 火薬類取 縮法第二十四条第 一項の規定に基づく 火薬類の輸入の 許可に関する事務</p>
<p>法律第五十八号 第二条第一項及び 第八項の規定に 基づく質屋営業 許可又は同法第 四第二項の規定 に基づく営業内 容の規程の変更 に関する事務</p>	<p>三十六 火薬類取 縮法第二十五条第 一項の規定に基づ く火薬類の消費 許可に関する事務</p>
<p>三十二 条の十三 に基づく業務管 理者試験の実 施に関する事 務</p> <p>四十一 削除</p> <p>四十二 削除</p> <p>四十三 削除</p> <p>四十四 行政書士 法(昭和二十六年 法律第三号)第三 条第二項の規定 に基づく行政書 士試験の施行 事務</p> <p>四十五 道路運送 車両法(昭和二十 六年法律第八十 号)第三十四條 第五項及び第三 十五條第四項(こ れ準用する場合 の規定を同法第 七十三條第二項 において準用する 場合を含む。)の 規定に基づく 申請に對する 審査</p>	<p>三十七の二 火薬 類取扱法施行令 第十六條第一項 第一號の規定に 基づく火薬類取 扱保責任者免状 の再交付</p> <p>三十九 建築士法 (昭和二十五年法 律第二十二號)第 四條第三項、第 五條第一項及び 第二條第二項の 規定に基づく二 級建築士の免許 に関する事務</p> <p>四十 採石法(昭 和二十五年法律 第二十一號)第 一號の規定に 基づく採石試験 の実施</p>

のため施設の位の製造のた次に定める金 置、構造若しくは製造の位置、構造若しくは 設備の変更の工事置、構造若しくは高圧ガス 又は製造をする高圧ガスの変保安法第五号 は製造の方法の製造をする高圧ガスの変保安 くは製造の方法の製造をする高圧ガスの変保安 変更の許可に関する事務	の許可の申請 若しくは製造 の方法の変更 の許可の申請 に対する審査	に代えて新設 撤去する設備 撤去し、当該 部又は一部を 更が設備の全 容積（当該変 変更前の処理 の処理容積が （1）変更後 れぞれ次に定 分に応じ、そ る金額	（1）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積（当該変 更が設備の全 部又は一部を 撤去し、当該 撤去する設備 に代えて新設 するものにあ る場合にあつ ては、変更前 の処理容積か ら当該撤去す る設備に係る 処理容積を控 除した容積。 以下この項に おいて同じ。） に比して千立 方メートル 以上増加する 場合 三十七 万円	（2）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 百万立方メー トル以上千立 方メートル 未満増加する 場合
---	--	---	--	---

場合 二十二 万円	（3）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 五十立方メー トル以上百 立方メートル 未満増加す る場合 十五 万円	（4）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 十立方メー トル以上五十 立方メートル 未満増加す る場合 九万 三千元	（5）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 二万五千立 方メートル以 上十立方メー トル未満増 加する場合 六 万九千元	（6）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 五千立方メー トル以上二万 五千立方メー トル未満増 加する場合 六 万円	（7）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 千立方メー トル未満増 加する場合 六 千円
--------------	--	---	---	--	---

ル以上五千立 方メートル未 満増加する場 合 五万七千 円	（8）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 二百立方メー トル以上千立 方メートル未 満増加する場 合 三万九千 円	（9）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 二百立方メー トル未満増 加する場合 二 万六千元	（10）その 他の場合 一 万六千元	口 同号に該 当する同条第 一項の許可を 受けた者であ って移動式製 造設備のみを 使用して高圧 ガスの製造を するもの次 に掲げる場合 の区分に応 じ、それぞれ 次に定める金 額	（1）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 千立方メー トル以上増 加する場合 六 万五千元
---	---	--	--------------------------	---	---

（2）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 百万立方メ ートル以上千 立方メートル 未満増加す る場合 五万 三千元	（3）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 百万立方メー トル以上五百 立方メートル 未満増加す る場合 四万 四千元	（4）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 五十立方メ ートル以上百 立方メートル 未満増加す る場合 三万 千円	（5）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 十立方メー トル以上五十 立方メートル 未満増加す る場合 一万 八千元	（6）変更後 の処理容積が 変更前の処理 容積に比して 二万五千立 方メートル以 上十立方メー トル未満増 加する場合 一 万八千元
---	--	--	---	---

五十一 高圧ガス保安法第二十二條第一項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容をした高圧ガスの検査に関する事務	4 高圧ガス保安法第二十二條第一項の規定に基づく輸入をした高圧ガスの検査	相当する金額 (高圧ガス保安法第十四條第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七條の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千円)
--	--------------------------------------	--

五十二 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一條第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十一條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する事務	1 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付 2 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付 3 高圧ガス保安法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の交付 4 高圧ガス保安法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の再交付 5 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法(情報通信技術)第三十一條第一項に規定する行政の推進等に関する製造保安責任者試験	1 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付 2 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付 3 高圧ガス保安法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の交付 4 高圧ガス保安法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の再交付 5 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法(情報通信技術)第三十一條第一項に規定する行政の推進等に関する製造保安責任者試験	の高压ガスに係る検査二万円 ハ 容積三百立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量三トンの以上)
---	--	--	---

任者試験の実(平成十四年法律第五十一号)第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受検願書を提出する場合(以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受検願書を提出する場合」という。)にあつては、八千八百円)	6 高圧ガス保安法第三十條第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施	百円(電子情報処理組織により受検願書を提出する場合は、八千八百円)
五十三 高圧ガス保安法第三十五條第一項の規定に基づく特定施設の保に基づく特定施設	5 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法(情報通信技術)第三十一條第一項に規定する行政の推進等に関する製造保安責任者試験	百円(電子情報処理組織により受検願書を提出する場合は、八千八百円)

安検査に関する施設の保安検査		次に定める金額
イ 高圧ガス保安法第五号第一項第一号に掲げる者（口に掲げる者に分る設備の区分に定むる金額）	（1）処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備	五万円
（2）処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備	（3）処理容積が五十立方メートル以上一百万立方メートル未満の設備	三十万円
（4）処理容積が五十立方メートル以上一百万立方メートル未満の設備	（5）処理容積が二立方メートル以上十立方メートル未満の設備	十二万円

（6）処理容積が五千立方メートル以上二立方メートル未満の設備	（7）処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備	五十万円
（8）処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備	（9）処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備	三十万円

（10）処理容積が百立方メートル以上二立方メートル未満の設備	（11）処理容積が二立方メートル以上十立方メートル未満の設備	十万円
（12）処理容積が二立方メートル以上十立方メートル未満の設備	（13）処理容積が二立方メートル以上十立方メートル未満の設備	十万円

保安法施行令第十号八条第二項第十号	保安法施行令第十五条第一項第三号	保安法施行令第十五条第二項第四号	保安法施行令第十五条第三項第一号	保安法施行令第十五条第四項第一号	保安法施行令第十五条第五項第一号
高圧ガス保安法第四十一条第一号	高圧ガス保安法第四十一条第二号	高圧ガス保安法第四十一条第三号	高圧ガス保安法第四十一条第四号	高圧ガス保安法第四十一条第五号	高圧ガス保安法第四十一条第六号
（1）冷凍能が三 thousand トン以上	（2）冷凍能が二 thousand トン以上	（3）冷凍能が五千 トン以上	（4）冷凍能が五千 トン以上	（5）冷凍能が五千 トン以上	（6）冷凍能が五千 トン以上

二項第四号の規定に基づく額
十九条第一項、第四号の規定に基づく額
三項及び第四号に規定する容器再検査に関する事務

Table with 3 columns: (1) Content volume (content), (2) Content volume (content), (3) Content volume (content). Rows list various container types and their corresponding fees.

Table with 3 columns: (1) Content volume (content), (2) Content volume (content), (3) Content volume (content). Rows list various container types and their corresponding fees.

Table with 3 columns: (1) Content volume (content), (2) Content volume (content), (3) Content volume (content). Rows list various container types and their corresponding fees.

Table with 3 columns: (1) Content volume (content), (2) Content volume (content), (3) Content volume (content). Rows list various container types and their corresponding fees, including detailed regulations.

<p>六十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第四号）第四條第一項、第四條の四、第一項、第六條第一項、第七條第一項及び第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>六十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第四号）第四條第一項、第四條の四、第一項、第六條第一項、第七條第一項及び第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>九條第九項の規定に基づく運搬証明書書の書換え 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十條第十項の規定に基づく運搬証明書書の再交付 イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の銃は、空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同様の規定に基づく許可の審査に係る審査（六千八百円）当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同様の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該同様の規定に基づく許可の申請に係る審査（四千三百円）その他の者に對する許可の申請に係る審査（一、五百円）（当該申請を行う者が当該都道府</p>
---	---	--

<p>5 銃砲刀剣類所持等取締法第七條の三、第二項の規定に基づく許可証の再交付 イ 新たな許可の申請に係る審査（一、七千五百円）（当該申請を行う者が当該都道府</p>	<p>4 銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定に基づく許可証の書換え 九百円</p>	<p>3 銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定に基づく許可証の書換え 千八百円</p>	<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法第六條第一項の銃は、当該申請をする者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類に加入する外所持等取締法人の銃砲又は第六條第一項は刀剣類の所持の許可を申請する者に対する許可の申請における当該他の同様の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、六千七百円</p>
---	--	---	--

<p>六十七 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の三、第一項、第五條の三、第一項及び第六條第一項の規定に基づく銃砲及び空気銃の取扱ひに関する講習会の開催に関する事務 イ 銃を所持して居る者及び同法第五條の二第三項第二号に掲げる者に對する講習会（三千円）その他の講習会（六千九百円）</p>	<p>六十七 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の三、第一項、第五條の三、第一項及び第六條第一項の規定に基づく銃砲及び空気銃の取扱ひに関する講習会の開催に関する事務 イ 銃を所持して居る者及び同法第五條の二第三項第二号に掲げる者に對する講習会（三千円）その他の講習会（六千九百円）</p>	<p>六十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四條の三、第一項（同法第七條第三項）及び第四條の三、第三項において準用する場合を含む。の規定に基づく許可の申請は、当該都道府県において同時に同法第四條第一項第一号の銃に基礎づく許可の申請を行う場合における当該他の同様の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四條第一項第一号の銃に基礎づく許可の申請を行う場合における当該他の同様の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が当該都道府県において同時に同法第四條第一項第一号の銃に基礎づく許可の申請を行う場合における当該他の同様の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、四、千四百円</p>	<p>に基つて同法該申請を行う第一号の銃は、当該都道府県において同時に他の銃は、空気銃の所持の更新の申請に對する審査 第一号の銃に對する更新の申請に係る審査は、六千七百円 第四條の三、第一項の銃に對する更新の申請に係る審査は、六千七百円 第四條の三、第一項の銃に對する更新の申請に係る審査は、六千七百円 第四條の三、第一項の銃に對する更新の申請に係る審査は、六千七百円</p>
---	---	---	--

<p>六十八 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の四第一項及び五條の第一項に基づく銃の操作及び射撃に関する実務に關する事務</p>	<p>六十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項及び第二項の規程に基づく銃の操作及び射撃の技術に關する事務</p>	<p>六十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の五第二項の規程に基づく射撃の講習に關する事務</p>	<p>七十 銃砲刀剣類所持等取締法第十條の二の規程に基づく射撃の講習に關する事務</p>	<p>七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項及び第二項並びに同條第三項において準用する同法第七條第二項の規程に基づく年少射撃資格の認定に關する事務</p>	<p>六十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項及び第二項並びに同條第三項において準用する同法第七條第二項の規程に基づく年少射撃資格の認定に關する事務</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第三項において準用する同法第七條第二項の規程に基づく年少射撃資格認定証の書換え</p>	<p>二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第三項において準用する同法第七條第二項の規程に基づく年少射撃資格認定証の書換え</p>	<p>三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十第三項において準用する同法第七條第二項の規程に基づく年少射撃資格認定証の再交付</p>	<p>七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項及び第二項の規程に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に關する事務</p>	<p>七十一 銃砲刀剣類所持等取締法第十四條第一項及び第十五條第一項の規程に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に關する事務</p>	<p>七十の二 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項及び第二項並びに同條第三項において準用する同法第七條第二項の規程に基づく年少射撃資格の認定に關する事務</p>
<p>七十二 銃砲刀剣類所持等取締法第十八條の二の規程に基づく刀剣類の製作の承認に關する事務</p>	<p>七十二の二 道路交通法（昭和三十一年法律第五十號）の八第一項の規程に基づく登録の申請に對する審査</p>	<p>七十二の三 道路交通法（昭和三十一年法律第五十號）の八第一項の規程に基づく登録の申請に對する審査</p>	<p>七十二の三 道路交通法（昭和三十一年法律第五十號）の八第一項の規程に基づく登録の申請に對する審査</p>	<p>七十二の三 道路交通法（昭和三十一年法律第五十號）の八第一項の規程に基づく登録の申請に對する審査</p>	<p>七十二の三 道路交通法（昭和三十一年法律第五十號）の八第一項の規程に基づく登録の申請に對する審査</p>
<p>七十三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九號）第四條第二項の規程に基づく電気工事士の免状の交付</p>	<p>七十四 削除</p>	<p>七十四 削除</p>	<p>七十四 削除</p>	<p>七十四 削除</p>	<p>七十四 削除</p>

<p>七十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十一条の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録に関する事務</p>	<p>二十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十一条の規定に基づく液化石油ガス販売事業者の登録簿の閲覧に関する事務</p>	<p>二十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項及び第二十九条第二項</p>	<p>二十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十一条の規定に基づく保安機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>三十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十一条の規定に基づく保安機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>第三十二条第一項の規定に基づく保安機器の認定又は同法第三十三条第一項の規定に基づく保安機器の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可に関する事務</p>	<p>第三十三条第一項の規定に基づく保安機器の認定の申請に對する審査</p>	<p>第三十四条第一項の規定に基づく保安機器の認定の申請に對する審査</p>	<p>第三十五条第一項の規定に基づく保安機器の認定の申請に對する審査</p>	<p>第三十六条第一項の規定に基づく保安機器の認定の申請に對する審査</p>
<p>八十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に関する事務</p>	<p>八十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に関する事務</p>	<p>八十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九条の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十条の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 十一万円</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に對する審査</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に對する審査</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に對する審査</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に對する審査</p>
<p>備の完成検査</p>	<p>は特定供給設備の基準に適合</p>	<p>められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>					

<p>の規定に基づ 登録証の再 交付</p>	<p>九十三 電気工 業の業務の適 正化に関する 法律第十正 六条の規定に 基づき法律第 十六條に基 づく登録電気 工事業者登録 簿の交付又は 閲覧に関する 事務</p>	<p>2 電気工 業の業務の適 正化に関する 法律第十六 條の規定に基 づく登録電気 工事業者登録 簿を閲覧に供 する事務</p>	<p>九十三の二 廃 棄物の処理及 び清掃に関 する法律（昭 和四十五年法 律第二條の七 第一三十七号） 第十項の規定 に基き第二條 の七第一項の 二以上の規定 に基き二以上 の事業者によ る産業廃棄物 の処理に係 る特別の認定 に係る事務</p>	<p>九十三の三 廃 棄物の処理及 び清掃に関 する法律第十 二條の七第七 項の規定に基 づく二以上の 事業者による 産業廃棄物の 処理に係る特 別認定に係る 事務の変更事 例の認定に係 る事項の申請 に対する審査</p>	<p>十三万四千 円</p>	
<p>九十四 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第一項、第二 項、第七項、 第六項及び第 七項の規定に 基き産業廃棄 物の収集運搬 業の許可の申 請に関する事務 に対する審査</p>	<p>1 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第一項、第二 項、第七項、 第六項及び第 七項の規定に 基き産業廃棄 物の収集運搬 業の許可の申 請に関する事務 に対する審査</p>	<p>2 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第二項の規定 に基き産業廃 棄物の収集運 搬業の許可の 更新の申請に 対する審査</p>	<p>3 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第六項の規定 に基き産業廃 棄物の収集運 搬業の許可の 更新の申請に 対する審査</p>	<p>4 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第七項の規定 に基き産業廃 棄物の収集運 搬業の許可の 更新の申請に 対する審査</p>	<p>九十五 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第二項の規定 に基き産業廃 棄物の収集運 搬業の許可の 更新の申請に 対する審査</p>	<p>八万 七千 円</p>
<p>許可の申請に 対する審査</p>	<p>2 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第二項の規定 に基き産業 廃棄物の収集 運搬業の許可 の更新の申請 に対する審査</p>	<p>1 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第四項の四 項、第六項及 び第七項の規 定に基き特別 管理産業廃棄 物の収集運搬 業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>2 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第四項の四 項、第六項及 び第七項の規 定に基き特別 管理産業廃棄 物の収集運搬 業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>3 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第四項の四 項、第六項及 び第七項の規 定に基き特別 管理産業廃棄 物の収集運搬 業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>4 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第四項の四 項、第六項及 び第七項の規 定に基き特別 管理産業廃棄 物の収集運搬 業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>八万 二千 円</p>
<p>九十七 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第五項の規定 に基き特別管 理産業廃棄物 の収集運搬業 の許可の更新 の申請に関する 事務</p>	<p>1 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第五項の規定 に基き特別管 理産業廃棄物 の収集運搬業 の許可の更新 の申請に関する 事務</p>	<p>2 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第五項の規定 に基き特別管 理産業廃棄物 の収集運搬業 の許可の更新 の申請に関する 事務</p>	<p>3 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十五條の 第一項の規定 に基き特別管 理産業廃棄物 の収集運搬業 の許可の更新 の申請に関する 事務</p>	<p>九十八 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十五條の 第一項の規定 に基き特別管 理産業廃棄物 の収集運搬業 の許可の更新 の申請に関する 事務</p>	<p>九十七 廃棄物 の処理及び清 掃に関する法 律第十四條の 第五項の規定 に基き特別管 理産業廃棄物 の収集運搬業 の許可の更新 の申請に関する 事務</p>	<p>七万二 千円</p>

<p>条、第五項並びに第八項並びに第九項の規定に基づく自動車運送業務の認定</p>	<p>2 自動車運送業務の適正化に関する法律第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>3 自動車運送業務の適正化に関する法律第八項の規定に基づく認定証の書換</p>	<p>百六の二 使用済自動車の使用済自七万八千円</p>	<p>百六の三 使用済自動車の使用済自八万四千円</p>
<p>申請に対する審査</p>	<p>2 使用済自動車等に関する法律第六十七條第二項の規定に基づく更新の申請に対する審査</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七十條第一項の規定に基づく破砕業務の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>百七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八號）法律第四十一條第一項、第四十一條、第四十三條、第四十四條第二項及び第五十一條の規定に基づく狩猟免許に関する事務</p>	<p>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十六條第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付</p>
<p>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一條第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五條第一項の規定に基づく狩猟者の登録</p>	<p>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一條第五項の規定に基づく狩猟者登録の再交付</p>	<p>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一條第五項の規定に基づく狩猟者登録の再交付</p>	<p>百九 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十號）法律第四十三條の規定に基づく書面の届出があったことを証する</p>
<p>2 探偵業の適正化に関する法律第四條第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>3 探偵業の業務の適正化に関する法律第四條第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>備考 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p> <p>附則 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 2 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十號）は、廃止する。 附則（平成十二年四月二十八日政令第二一六號）抄 （施行期日） 第一条 この政令は、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年五月十日）から施行する。 附則（平成十二年六月七日政令第三〇四號）抄 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八號）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附則（平成十二年六月二三日政令第三四五號）抄</p>		

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成十二年二月六日政令第四九八号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、本則の表十一の項の次に十一の二の項を加える改正規定は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十二年法律第九十一号)の施行の日から施行する。

附則 (平成十三年七月四日政令第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。

附則 (平成十三年一月三〇日政令第三八三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、小型船舶の登録等に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成十四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附則 (平成十四年二月六日政令第二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附則 (平成十四年七月二日政令第二五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附則 (平成十四年十二月二〇日政令第三九一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十五年四月十六日)から施行する。
附則 (平成十五年二月一七日政令第四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第一百五号)の施行の日から施行する。

附則 (平成十五年七月二五日政令第三三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

附則 (平成十五年一月一日政令第四四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則 (平成十五年一月二九日政令第四六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十六年一月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成十五年一月二七日政令第四六九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十五年二月一〇日政令第四九六号)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成十六年二月六日政令第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年六月一日)から施行する。

附則 (平成十六年三月二四日政令第五四号)

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則 (平成十六年一月二五日政令第三六八号)

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成十六年二月一〇日政令第三九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成十七年二月二日政令第一三三号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成十七年七月二五日政令第二四四号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)の施行の日(平成十七年十一月二二日)から施行する。

附則 (平成十七年一月二日政令第三三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。

附則 (平成十七年二月一六日政令第三六九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附則 (平成十八年一月二五日政令第四号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年一月二五日政令第六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年一月二九日政令第三六九号)

この政令は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。ただし、本則の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成十九年一月七日政令第三二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十年三月一九日政令第四八号)

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十五号)の施行の日(平成二十年五月一日)から施行する。

附則 (平成二十年二月二五日政令第三九八号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、本則の表百七の項及び百八の項の改正規定は、同月十六日から施行する。

附則 (平成二十二年六月一〇日政令第一五三三号)

この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附則 (平成二十二年八月二八日政令第二二四号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。

附則 (平成二十二年九月八日政令第一九三三号)

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則 (平成二十二年十二月二日政令第二四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十三年二月二日政令第四〇五号) 抄

この政令は、法の施行の日(平成十五年四月十六日)から施行する。
附則 (平成十五年二月一七日政令第四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 略
- 三 第九条第一項第二十号イ、第十一条及び第十二条第一項第五号の改正規定並びに附則第十條及び第十三條の規定 平成二十四年四月一日

附則 (平成二十五年一月二三日政令第一〇号)

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年一月二九日政令第一七号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年二月二四日政令第四一〇号) 抄

- 1 この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。(罰則に関する経過措置)
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十七年二月二日政令第四六号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年十一月三日政令第三八二号)

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。

附則 (平成二十七年十二月一六日政令第四四四号) 抄

- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十九年八月一四日政令第二二二号) 抄

- 1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年一月二六日政令第一〇号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一〇月一七日政令第二九一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年六月一日)から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和元年五月二四日政令第一二二号)

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年九月一日政令第九六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年九月一日政令第九六号) 抄

この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年三月一日)から施行する。

(経過措置)

3 建築士法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの(新沖縄特別措置令第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに對する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「二万九千三百円」とする。

附則 (令和元年十一月二日政令第一六六号)

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (令和元年十二月二三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和元年十二月一八日政令第一八八号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月一日政令第四〇号)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。